東山会地区まちづくり協定の届出について

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築・改築・用途の変更
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
 - ※建築確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です!
- ・届出は、建築確認申請の前に届出してください!

建築確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに届出してください。

・建築確認申請に、「まちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関する適合(不適合) 通知書〈はがき〉」の添付等の必要はありません。

(上記「適合(不適合)通知書(はがき)」の受領前に、建築確認申請を行うことができます。)

•「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合(不適合)通知書 〈はがき〉」 の写しが必要です。

届出先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル 神戸市都市局まち再生推進課 「東山会地区まちづくり協定」担当

※郵送、持参ともに受付しています。発送後、1週間程度が経っても担当者からの電話がない場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

★届出についての注意事項★

- ・全ての届出について、「東山会まちづくり協議会」に、届出者または代理者より<u>届出内容の</u> 説明をお願いしています。 届出をされた方は、必ず「東山会まちづくり協議会」に連絡を お願いします。
- まちづくり協議会への説明会は、届出がされた場合に適宜開催されます。
- 協議会への説明等の詳細については

「東山会まちづくり協議会」まで直接問い合わせてください。

- ※連絡先については、届出時に別途お知らせします。
- ・東山会まちづくり協議会への説明が遅れると、「適合(不適合)通知書〈はがき〉」の発行も 遅れますので早めにご連絡をお願いします。

■神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例に基づく届出書類と届出先

届出先	神戸市都市局まち再生推進課
提出して いただくもの	・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書(共通様式)
	・適合(不適合)通知書〈はがき〉※切手を忘れずに!
	・東山会地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書
	・図面(届出書裏面に記載)
	・現況写真(行為の場所の範囲を表示したもの)
	・従前建築物の敷地及び軒高を証する図面等(協定第5条ただし書き適用の場
	合)
届出部数	1 部

[※]届出内容が協定で定める内容に該当する場合、図面に内容がわかるように記載してください。

■協議会への説明時に必要な書類(参考)

※概要書・図面等の個人情報については届出者で判断のうえ、削除してください。

説明時に 必要な書類	・東山会地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書 ※個人情報は削除してください(下記下線部参照)
	・図面(届出書裏面に記載のあるもののうち、平面図を除く) ・現況写真(行為の場所の範囲を表示したもの)
届出部数	10 部程度(説明会当日持参)

[※]部数等については、まちづくり協議会への連絡時に再度ご確認ください。

■まちづくり協定の関連書類

- ・パンフレット(東山会地区まちづくり協定)
- ・東山会地区まちづくり協定運用細則
- ・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書(共通様式)※裏面に届出する図面等記載
- まちづくり協定に係る地区内における行為の完了・中止・廃止届出書(共通様式)
 - ※必要に応じて届出は、市へ1部のみ
- ・東山会地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書
- ・ 適合 (不適合) 通知書 (はがき)

「行為の届出・変更届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」「適合(不適合)通知書(はがき)」の様式は窓口・インターネットで入手できます。

インターネットで検索「神戸市まちづくり協定」

↓ 「東山会地区まちづくり協定」